

避難指示区域解除に向けた 除染等の取り組みの現状と課題

平成27年12月24日
南相馬市除染推進委員会



1 . 宅地等の除染（生活圏近隣の森林を除く）

あるべき姿

— 市民の意見を踏まえて —

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること

評 価

除染関係ガイドラインの範囲内での最大限の作業が行われており、また効果も得られています。
事後モニタリングの結果を踏まえ、今後、フォローアップ除染が実施されることにより、除染の効果が維持されます。
市民の不安払拭には、更なる努力が必要です。

別資料「除染特別地域における除染効果の検証について」のとおり

2 . 宅地等の除染（生活圏等近隣の森林）

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて -

追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること



現 状 - 客観的データを踏まえて -

評 価

屋敷林（いぐね）部分には、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ に近い線量も確認されています。生活圏であることを踏まえれば、さらに線量を低減させる必要があります。

しかし、一方で、除染により発生する除去土壌等の量を踏まえて実施する必要があります。

別資料「除染特別地域における除染効果の検証について」のとおり

3 . 除去土壌等の保管状況

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて—
生活圏から大型土のう（除去土壌等）が無くなること

現 状 - 客観的データを踏まえて—

除去土壌等の保管状況

国は、除染を少しでも早く進めるため、仮置場の用地確保・整備と並行して除染を実施してきました。

このことから、除染で発生した除去土壌等を詰めた「大型土のう」の一部は、仮置場の受入れ体制が整わず、除染現場に仮置きされています。

現場保管されている「大型土のう」



国が実施する飯館村の除染では、平成27年9月10日、11日の大雨で、現地に仮置き等されていた除染除去物の入った「大型土のう」が、川に流出するという事態が発生しました。

評 価

中間貯蔵施設に運搬するまでの間、除去土壌等を安全に保管するためには、除去土壌等を仮置場で保管することが必要です。国には、現地に仮置きしてある除去土壌等を早急に仮置場に運び込むことを求めます。

対 応 - 今後取り組むこと、
取り組みが必要なこと—

環境省の取り組み

除去土壌等の仮置場への搬入
環境省は、南相馬市が目指す、避難指示解除の前提条件である「宅地周りの除染の完了」に向け、現地に仮置きしてある除去土壌等の仮置場への運び込みを進めています。

4 . 森林除染の促進

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて -

安心して山菜、きのこ採りができるなど、親しむことのできる森林・山林を取り戻すこと

現 状 - 客観的データを踏まえて -

山菜、きのこ等の出荷制限等

食品中の基準値である100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されているため、次のとおり摂取・出荷が制限されています。

- ・ 摂取・出荷制限：野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類）ほか
- ・ 出荷制限：こごみ（ ）、たらめ（ ）、ふきのとう（ ）、ぜんまい、たけのこ、わらび、こしあぶら ほか（ は、野生のものに限る）

これまで、森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点から、住宅及び農地の近隣の森林に限って除染が行われています。

住宅等近隣の森林（エリアA）、利用者や作業者が日常的に立ち入る森林（エリアB）以外の森林（エリアC）についての環境省、林野庁の取り組み

- ・ 環境省と林野庁が連携し、調査・研究を進めながら、蓄積した知見等に基づき、環境回復検討会において検討を行っています。

森林における放射性物質対策についてこれまでに得られた知見（一部）

- ・ 平成26年度の森林内の空間線量率は、主に物理学的減衰により、平成23年に比べて58%～67%に低減している。
- ・ 事故当初樹木の葉や枝に付着した放射性物質は、現在では8割程度が土壌表層部に滞留しており、鉍質土壌によって強く保持されている。
- ・ 堆積有機物の除去を実施した区画は、実施していない区画と比べて、土砂等の流出量が3倍程度大きくなった。
- ・ 森林除染を実施した2年後の計測値より3年後の計測値の方が空間線量率が高くなる場所が5カ所のうち2カ所の森林、林縁付近、住宅周辺等に一部見られた。

評 価

市民が親しむことのできる森林・山林を取り戻すため、森林・山林の環境回復に向けた取り組みが必要です。

対 応 - 今後取り組むこと、取り組みが必要なこと -

環境省の方針

第16回環境回復検討会

（平成27年12月21日）

「森林における放射性物質対策の方向性について（案）」

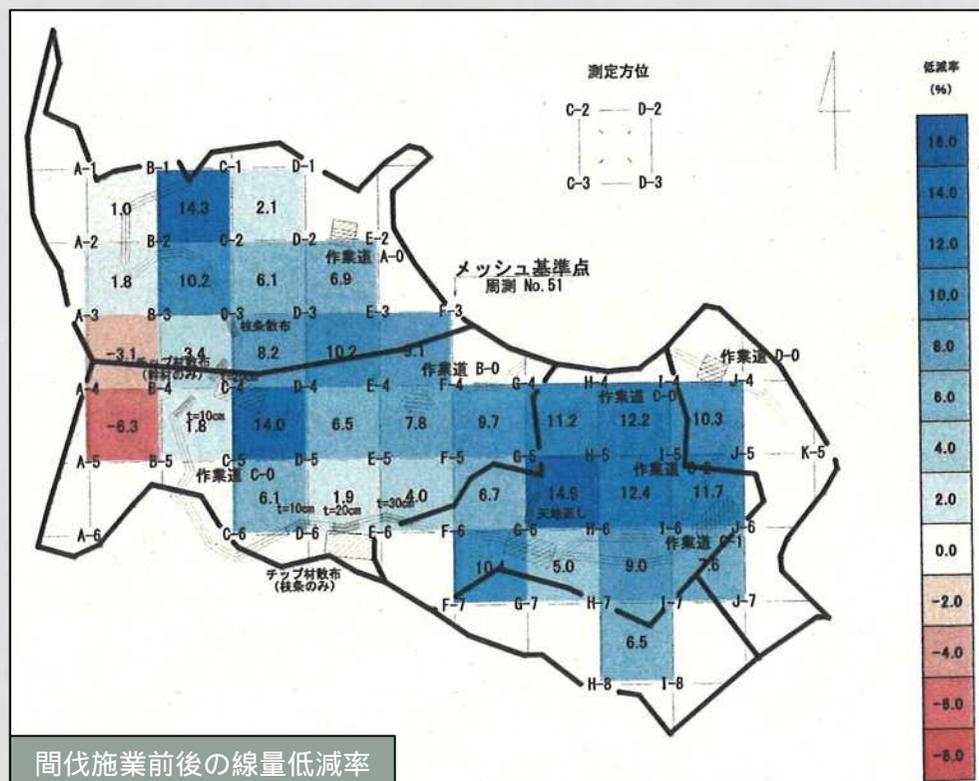
住宅等近隣の森林及び利用者や作業者が日常的に立ち入る森林以外の森林（エリアC）の堆積有機物除去は、一般的には林縁の空間線量率の低減にほとんど効果が無いと考えられること、また広範囲にわたって堆積有機物を除去すれば、土壌流出や地力低下による樹木への悪影響が懸念されることから、現状においては、実施しないことが適当と考えられる、との方向性（案）が示された。

4-1 「森林における除染等実証事業」

【林野庁の取り組み】

避難指示解除準備区域等における実証実験（南相馬市小高区羽倉地区：4.31ヘクタール）

森林整備や林業生産活動の早期再開に向けた放射性物質対策等の実証・森林における除染等実証事業



平成26年度「森林における除染等実証実験」のうち
「避難指示解除準備区域等における実証事業（南相馬市）」
報告書から P17 作業前後の低減率

下草刈り払い作業において、一時的に空間線量率が上昇するが、その後低下し物理学的減衰をやや下回る数値で推移。

作業道を開設したところは、10～14%の線量低減。

5 . 農地除染等の推進

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて-

除染等により安心して農業ができる農地とすること

現 状 - 客観的データを踏まえて-

「特別地域内除染実施計画（南相馬市）」の期間である平成29年3月末までの完了に向け、農地の除染を実施中。

農地除染が終了した地区の除染結果
(H27.12.24環境省資料より)

除染前の線量 ($\mu\text{Sv/h}$)	測定 地点	除染前 平均値 ($\mu\text{Sv/h}$)	除染後 平均値 ($\mu\text{Sv/h}$)	低減 率
3.5以上	290	4.10	2.09	49%
2.5以上3.5未満	1,183	2.90	1.24	57%
1.5以上2.5未満	2,765	2.00	0.81	59%
1.5未満	11,065	0.78	0.52	33%

平均46%低減。

評 価

農地の除染を進めることと、米等の作付にあたっては、カリウムの散布等、農作物の放射性物質の吸収抑制対策を行うことで、安心して農作物を作ることができる農地が確保できます。

対 応 - 今後取り組むこと、
取り組みが必要なこと-

環境省の取り組み

平成29年3月末までの完了に向け、農地の除染を進める。

農林水産省の取り組み

米等の作付にあたって、放射性物質の吸収抑制対策資材（カリウム）の散布を支援する。

6 . 農業用水の供給

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて—

農業用水の安全が確保され、安心して営農できること

現 状 - 客観的データを踏まえて—

大柿ダムの放射性セシウム調査結果（～H26年度）

- ・ 平水時は、検出下限値未満（Cs134、Cs137各1Bq/L）。
- ・ 最大値は、平成25年の台風18号及び19号時に、ダム湖への流入水から810Bq/Lの高濃度の放射性セシウムが一時的に検出されたが、ダム湖内での沈殿により、取水された水では最大で18Bq/L。
- ・ 取水された水では、作物が吸収しやすい溶存態放射性セシウム濃度は、台風時も含めて常に検出下限値（Cs134、Cs137各1Bq/L）未満。

大柿ダムの用水の安全対策

- ・ 放射性セシウムを含む濁水の用水路や農地への拡散を避けるため、濁度のリアルタイム監視による取水制御装置を整備。
- ・ ダム湖内での濁水を沈降促進させる汚濁防止フェンスを設置。

ため池の放射性物質対策

- ・ 南相馬市では、放射性物質対策が必要なため池について、平成27年度福島再生加速化交付金を活用し、ため池の管理状況、水質・底質・空間線量調査等の基礎調査455箇所を実施中。
- ・ また、H25・H26年度に環境省と福島県が共同で実施したため池の底質土壌のモニタリングで、乾燥重量で8,000ベクレル/kg超であった108箇所については、詳細調査を実施中。
（調査ため池数：小高区134、原町区201、鹿島区228）

評 価

農作物の安全性確保と風評被害防止のため、大柿ダムでは、濁度のリアルタイム監視、汚濁防止フェンスの設置がなされている。

ため池について、農業用水の安全・安心を確保するための対策を講じることが必要です。

対 応 - 今後取り組むこと、
取り組みが必要なこと—

農林水産省・福島県の取り組み

大柿ダムから小高区への用水供給を平成29年度から再開する計画であり、今後、用水路の復旧を行う計画。

市の取り組み（ため池）

調査結果により放射性物質対策を講じる。

汚濁防止フェンス設置
吸着除去
底質の現位置固定
底質除去 など

7 . 仮置場の管理について

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて -

仮置場があっても空間線量率が上がらないこと

現 状 - 客観的データを踏まえて -

避難指示区域内の仮置場設置状況

- ・ 小高区：羽倉（2箇所）、大富（2箇所）、金谷、大田和、川房、神山、小谷、東部（行津）
- ・ 原町区：太田、大甕

仮置場の管理状況

- ・ 空間線量率（敷地境界）の測定（週1回）
 - ・ 地下水の放射性セシウム濃度を測定（月1回）
 - ・ 浸出水の放射性セシウム濃度を測定（月1回）
- 避難指示区域外に隣接している原町区の太田仮置場及び大甕仮置場について、除去土壌等の搬入が開始されたことから、平成27年12月より、空間線量率等のデータを近隣住民に周知開始。以降、毎月周知。

評 価

仮置場による周辺環境への影響について、モニタリングデータ等から安全性は確保されています。今後も、仮置場の適正な管理を行っていく必要があります。

避難指示解除に向けては、仮置場に関するモニタリングデータの積極的な公表が必要です。

対 応 - 今後取り組むこと、取り組みが必要なこと -

環境省の取り組み

引き続き、仮置場について適切な管理を行う。

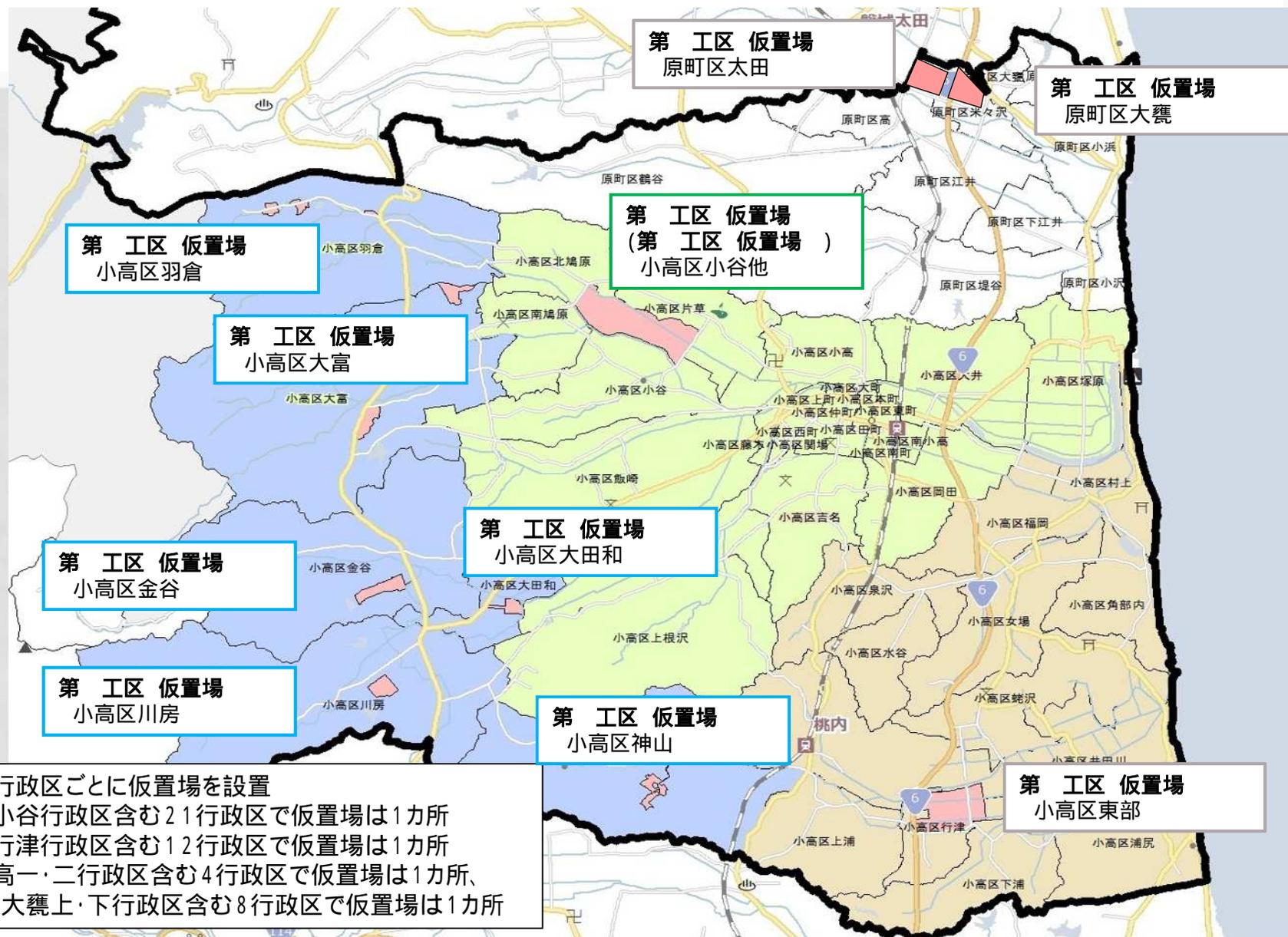
市の考え

今後、避難者の帰還に向けては、仮置場の管理状況の積極的な公表が必要。

市の取り組み

全仮置場の敷地境界にモニタリングポストを設置する。平成28年3月設置予定。

7-1 . 国が除染を実施する地域の仮置場の位置図



7 - 2 . 除染特別地域内の仮置場の モニタリングデータ

- ・ 仮置場付近の空間線量率は、最大1.08 $\mu\text{Sv/h}$ です。
- ・ 浸出水、地下水からは、基準値超の放射性物質は検出されていません。

仮置場名	1m空間線量率 ¹ ($\mu\text{Sv/h}$)	浸出水 ²					地下水 ²				
	2015/8/31測定	Cs134	検出 下限値	Cs137	検出 下限値	測定日	Cs134	検出 下限値	Cs137	検出 下限値	測定日
羽倉(中ノ木戸)	0.18~0.49	ND	4.7	ND	5.1	2015/8/25	ND	0.82	ND	0.99	2015/8/4
大富(北谷地)	0.09~0.14	ND	4.7	ND	5.1	2015/8/28	ND	0.96	ND	0.99	2015/8/3
大富(富田)	0.31~0.67						ND	1.00	ND	0.82	2015/8/3
金谷	0.43~0.68	ND	4.7	ND	5.3	2015/8/25	ND	0.80	ND	0.96	2015/8/4
大田和	0.31~0.48	ND	4.7	ND	5.4	2015/8/6	ND	0.75	ND	0.95	2015/8/4
川房	0.57~1.08	ND	4.8	5.2	5.2	2015/8/21	ND	0.52	ND	0.83	2015/8/4
神山	0.19~0.73	ND	4.6	ND	5.4	2015/8/5	ND	0.69	ND	0.96	2015/8/4
小谷他	0.27~0.33	ND	4.7	7.7	5.2	2015/8/26	ND	0.98	ND	0.96	2015/8/4
東部	0.06~0.17	-	-	-	-	2015/8/31	ND	0.58	ND	0.57	2015/8/31

*1：100cmの高さで仮置場入口付近及び1ブロック当たり状況に応じて周囲2～4点の空間線量率を測定。

*2：浸出水の検出下限値は全て5Bq/l程度、地下水の検出下限値は全て1Bq/l以下で設定。

東部仮置場については、浸出水は集水タンクに溜まっている場合に採取し測定。

2015年8月(2015/8/31確認)は集水タンクへの浸出水が確認されなかった。

7-3 . 太田・大甕仮置場のモニタリングデータ (平成28年1月1日回覧用)

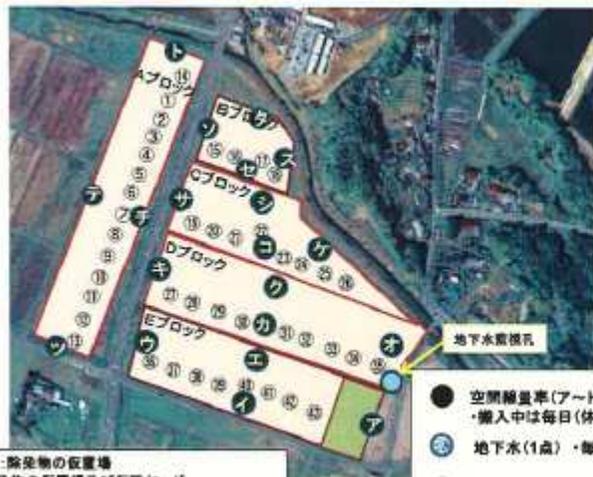
モニタリングポイント (太田仮置場の測定地点)



-A~Dブロック: 除染物の仮置場
-Bブロック: 仮置ヤード
□: 除染物の仮置場 □: 仮置ヤード

- 空間線量率(あ~た(16点))
・搬入中は毎日(休土日除く)測定
- ④ 地下水(1点)・毎月1回測定
- 湧出水(1~30区画(保管箇所))
・月1回程度測定

モニタリングポイント (大甕仮置場の測定地点)



-A~Dブロック: 除染物の仮置場
-Eブロック: 除染物の仮置場及び仮置ヤード
□: 除染物の仮置場 □: 仮置ヤード

- 空間線量率(あ~ト(20点))
・搬入中は毎日(休土日除く)測定
- ④ 地下水(1点)・毎月1回測定
- 湧出水(1~43区画(保管箇所))
・月1回程度測定

平均空間線量率の推移 (測定期間: H27/10/1~H27/11/30)



除去物搬入開始後の平均空間線量率は、搬入前の数値を下回り、安定していることから、仮置場周囲の空間線量への影響がないことが確認できます。

空間線量率 (測定期間: H27/11/2~H27/11/30)

太田 (空間線量率: μSv/h)

測定点	あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ
平均	0.13	0.15	0.14	0.14	造成中	造成中	造成中	造成中	造成中	造成中
搬入前	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.19	0.21	0.16	0.21	0.17
測定点	さ	し	す	せ	そ	た				
平均	造成中	造成中	造成中	造成中	造成中	造成中				
搬入前	0.20	0.16	0.21	0.20	0.23	0.18				

大甕 (空間線量率: μSv/h)

測定点	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
平均	0.16	0.17	0.16	0.15	造成中	造成中	造成中	造成中	造成中	造成中
搬入前	0.23	0.25	0.26	0.22	0.17	0.22	0.23	0.23	0.25	0.24
測定点	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
平均	造成中									
搬入前	0.24	0.23	0.24	0.24	0.25	0.24	0.19	0.20	0.30	0.22

※測定方法は、NaIシンチレーションサーベイメータを使用し地上1mの高さで測定しております。
※期間中の平均線量であり、放射性物質からの線量は常に一定ではないため、上下することがあります。

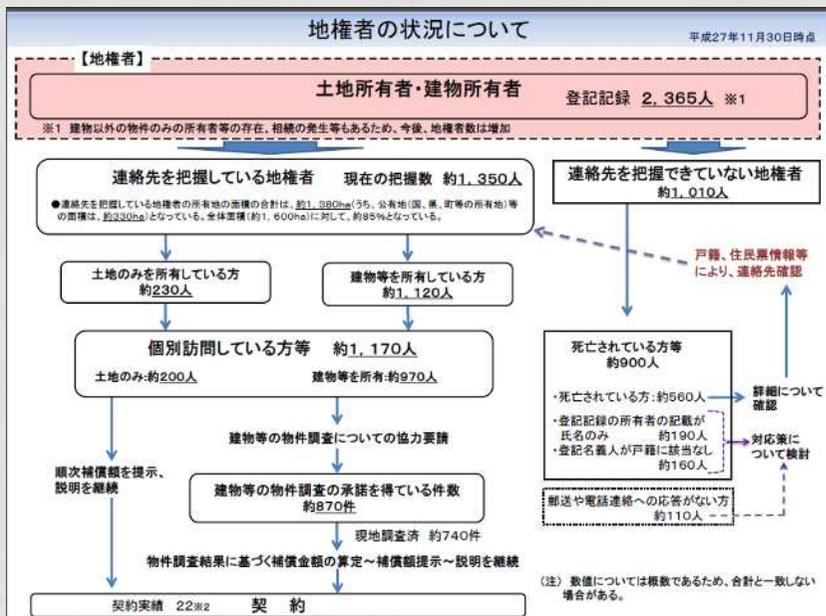
仮置場周囲の空間線量率は、搬入前と比較して概ね下回っていることから、除去物による空間線量への影響はないと考えております。

8 . 中間貯蔵施設の整備状況

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて—
仮置場が早期に撤去されること

現 状 - 客観的データを踏まえて—

中間貯蔵施設の用地取得(H27.11.30時点)
地権者2,365人中、土地等の売買等契約締結は22件。



パイロット輸送

- ・平成27年3月より、福島県内の除染実施市町村から、中間貯蔵施設への除去土壌等の試験輸送を開始。
- ・南相馬市は、平成27年11月に片倉仮置場からの輸送が完了。

評価

現時点で、中間貯蔵施設の整備完了の目途がついていないことから、除去土壌等の輸送と仮置場の撤去の時期の目途が立たない状況です。

対 応 - 今後取り組むこと、取り組みが必要なこと—

環境省の取り組み

中間貯蔵施設の用地取得

- ・建物等の調査を進め、補償金額を算定・提示し、用地取得に向け地権者と交渉する。
- ・死亡されている地権者については、相続人の確認中。
- ・登記名義人の詳細が不明な物件については、対応策を検討中。

9 . 空間線量率の測定と公表

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて -

誰もがいつでも地域の空間線量率を知ることができること



現 状 - 客観的データを踏まえて -

モニタリングポストの設置状況

市内260箇所

(うち避難指示区域内 53箇所)

空間線量率モニタリング結果の公表

広報紙(市内221箇所の結果)月2回全戸配付

(郵送希望の市外避難者を含む)・HP掲載。

大気浮遊じんモニタリング

市内10地点で、ちりやほこりに付着した放射性物質の飛散状況を毎日観測し、結果を広報紙で公表・HP掲載。

現在、健康影響を心配するレベルではない。

市内通学路の空間線量率の公表

新潟大学の協力を得て測定し、結果を市ホームページで公表、及び冊子として児童生徒に配付。このほか、福島県ホームページ、原子力規制委員会でもモニタリング結果が公表されています。



評 価

ホームページ及び広報紙により、市内各地の空間線量率が公表されています。これらの取り組みは、市民の安全安心の確保、また、避難者の帰還の判断に役立つものと評価します。このほか、市では、震災当時の市の全世帯に、1台ずつ放射線測定器を配付しており、空間線量率を測定できる環境が十分に整備されています。



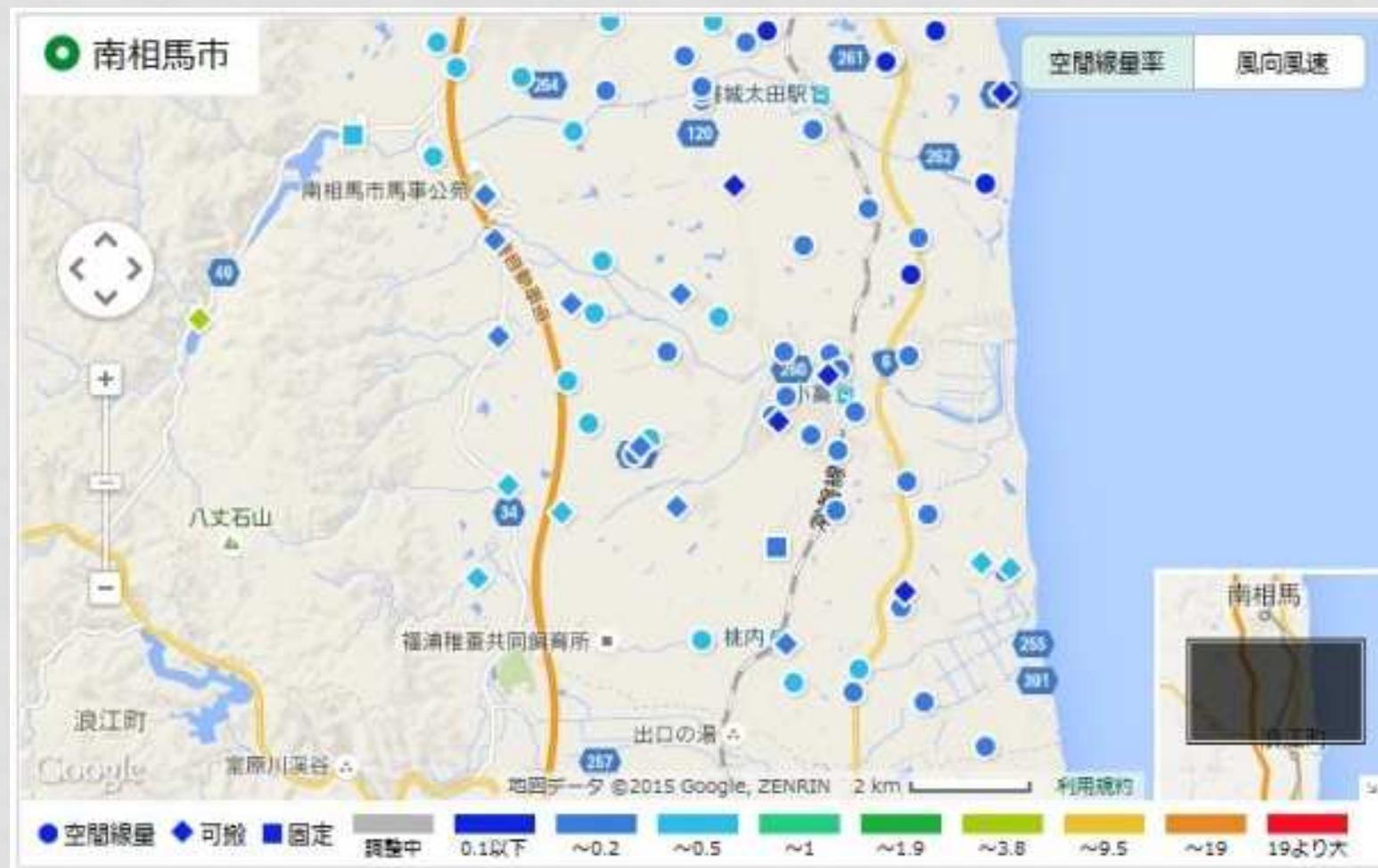
対 応

- 今後取り組むこと、取り組みが必要なこと -

市の取り組み

今後も、継続して市内の空間線量率等の測定・公表を行います。

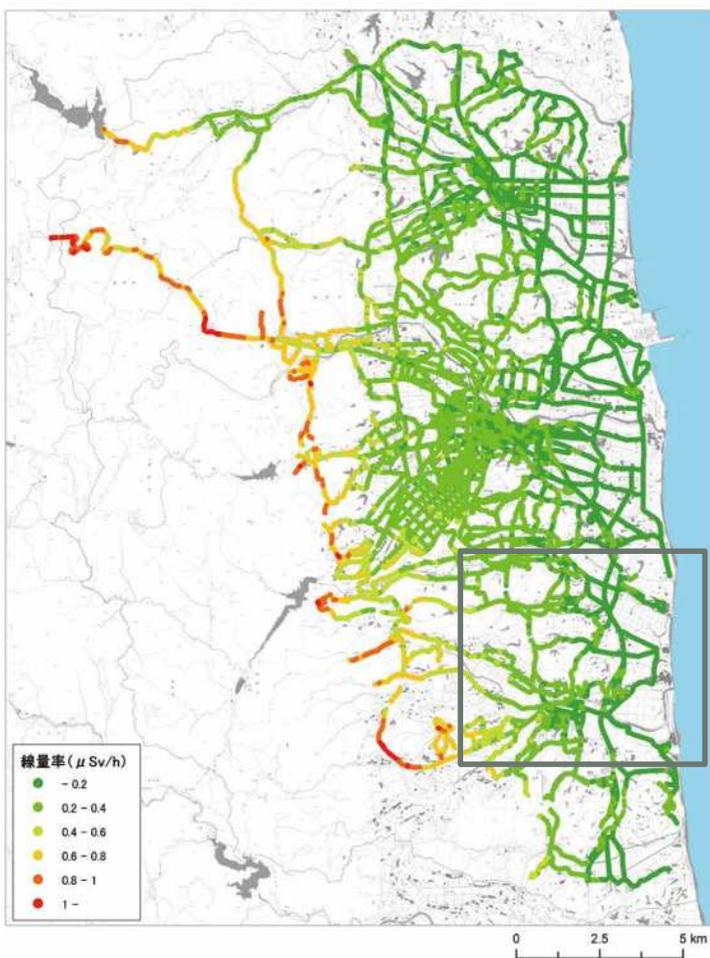
9 - 1 . 避難指示区域内のモニタリングポスト箇所図



9 - 3 . 市内通学路の空間線量率

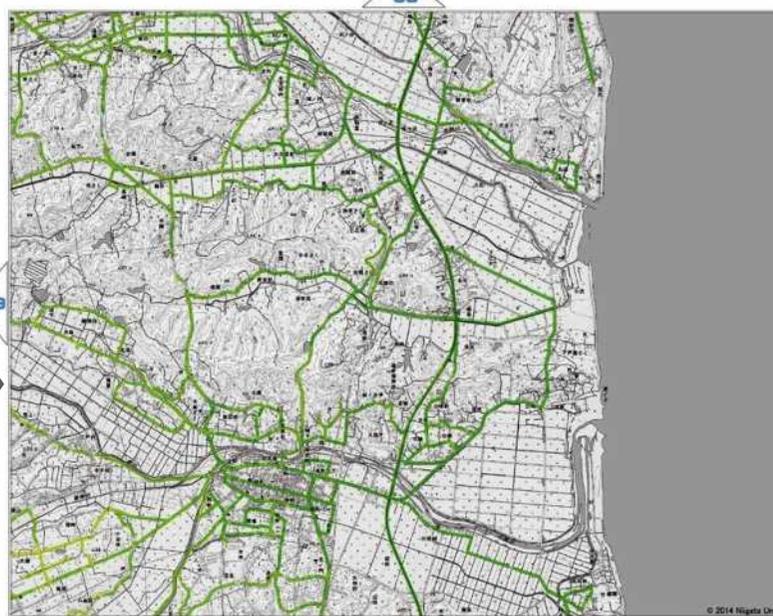
南相馬市空間線量率地図（第3版 平成27年2月1日発行）より抜粋

南相馬市空間線量率地図 2014年8～9月



この空間線量率地図は、新潟大学の教職員・大学院生の有志の支援活動の一環として作成されたものです。

空間線量率は、新潟大学が開発したGPS連動型放射線測定システムBISHMONを用い、自動車で行きながら測定されています。



Naシンチレーションセンサーを用いて自動車内で測定した空間線量率に補正係数(車外での高さから1mの高さにあける空間線量率に換算するための)として1.3を乗じた値を地図上に表示した。測定は2014年8月～9月に行った。測定・地図作成:南相馬市・新潟大学

10 . 放射線不安への対策

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて -

放射線に対する不安が軽減されること

現 状 - 客観的データを踏まえて -

市の取り組み

内部被ばく検査（平成23年7月11日から）

【平成27年4月～平成27年9月の検査結果】

- ・放射性セシウムが検出された受検者数
 - 高校生以上 3,290人中20人（0.6%）
 - 中学生以下 3,548人中 1人（0.03%）

南相馬市放射線健康対策委員会の見解

測定月が進むにつれ、内部被ばく量が減少の傾向です。

外部被ばく検査（H23年10月～ガラスバツジ貸与開始）

【平成27年7月～9月の検査結果】

- ・年間追加被ばく線量換算(推定)で、被測定者5,953人中5,661人（95.1%）が1ミリシーベルト未満。
- ・追加被ばく線量の最大値（3か月間）は2.0～2.9mSvで、対象者1人。

南相馬市放射線健康対策委員会の見解

これまでの全ての被測定者の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルの値ではありません。

放射線健康相談員による相談及び相談ダイヤルの設置

- ・平成27年7月1日 相談員配置（6名）
- ・平成27年9月1日 相談業務開始
- ・平成27年9月～11月までの相談件数：707件

評 価

放射線に対する不安の軽減に向けた検査・相談体制が整備されています。

対 応 - 今後取り組むこと、取り組みが必要なこと -

市の取り組み

市民の内部被ばく検査

- ・食品等の摂取による内部被ばくの危険は非常に低く抑えられていますが、引き続き、継続して実施し、市民の健康管理に努めます。

市民の外部被ばく検査

- ・全体に、被ばく線量は低下していますが、被ばく線量が低い市民も含めて、引き続き、継続して実施し、市民の健康管理に努めます。

放射線健康相談

- ・放射線健康相談員による訪問活動を、継続して実施していきます。
- ・市民がどのような不安を抱えているかを把握し、市民に寄り添った放射線不安軽減の対策を講じていきます。

10-1. 放射線健康相談員の活動状況

市では、放射線に対する不安軽減のために6人の放射線健康相談員を配置しています。
 現在、相談活動は、20キロ圏内に準備宿泊をしている世帯を重点に訪問しています。
 20キロ圏内は、解除に向けた準備段階であるため、放射線や生活環境、除染関連の相談・質問
 などが多く寄せられています。（平成27年9月1日～11月末までの訪問等件数：707件）
 【相談専用ダイヤル】24-5415

訪問等件数				1. 相談件数(全体)								1 - 相談件数(質問あり)										
月	種別	件数	内在宅件数	放射線	除染	生活環境	廃棄物	家屋解体	子育て・教育	医療・福祉	その他	合計	放射線	除染	生活環境	廃棄物	家屋解体	子育て・教育	医療・福祉	その他	合計	
																						9月
電話	2		2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
訪問	160	71	52	27	39	0	4	2	5	7	136	15	7	4	0	0	0	0	3	29		
合計	171		64	28	40	0	4	2	5	8	151	27	8	5	0	0	0	0	3	43		
10月	窓口	8		8	0	1	0	0	0	0	0	9	7	0	1	0	0	0	0	0	0	8
	電話	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	297	140	80	22	60	3	2	0	8	4	179	20	13	20	2	0	0	0	0	55	
	合計	305		88	22	61	3	2	0	8	4	188	27	13	21	2	0	0	0	0	0	63
11月	窓口	5		5	1	0	0	0	0	0	0	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	電話	30		11	2	34	0	1	0	6	0	54	1	1	1	0	0	0	0	0	3	
	訪問	196	113	50	13	43	8	1	0	10	5	130	5	7	3	3	1	0	1	3	23	
	合計	231		66	16	77	8	2	0	16	5	190	9	9	4	3	1	0	1	3	30	

10-2 . 放射線健康相談の内容と回答 (除染に関するもの)

代表的な相談内容と回答

(1) 除染後の結果報告がない。いつ結果が届くのか。

【回答】除染の結果報告書は、環境省福島環境再生事務所浜通り北支所が、行政区ごとにまとめて発送しています。行政区の除染が終了し、報告書類がまとまるまで、若干時間がかかります。除染結果をすぐ知りたい方には、直接浜北支所へ連絡をしていただき、個別対応もしていただけるよう調整をしております。

(2) 住宅除染の方法が途中で変更となったが、納得できないため作業がストップしている。なんとかしてもらいたい。

【対応】環境省浜通り北支所との調整が整い、除染が再開することになりました。

(3) 常磐道の脇に自宅があるが、法面とフェンスの間の除染をお願いしたいのですが。

【対応】環境省浜通り北支所及びネクスコと調整が整い、除染していただくこととなりました。

(4) 屋外残置物の処理について市に伝えてあるが、なかなか来てもらえない。

【対応】環境省の屋外残置物回収業務の受託者である「あぶくま環境協業組合」を紹介して、状況を確認いただくことにしました。

10-3 . 放射線健康相談の内容と回答 (放射線に関するもの)

代表的な相談内容と回答

- (1) 震災後、毎週1回飯舘村を通り郡山市に通っている。ヨウ素による甲状腺がんか心配。
【回答】震災から4年以上経過しているので、放射性ヨウ素は全く検出されなくなっておりますので、心配はいりません。
- (2) 自家野菜の放射線量を生涯学習センターで測定してもらっている。検査結果について信用して良いか。
【回答】測定器は毎年検査しておりますので、信頼できるものです。
- (3) 庭の柿は食べられますか？
【対応】小高区役所に非破壊式の放射能測定器があるので、測定をおすすめしました。
- (4) 畑の除染は済んでいるが、山砂を入れたので養分が無く野菜を作れるか。
【回答】カリウム分の多い肥料を入れ、深耕すれば作付できます。
- (5) 震災直後に食べたもので内部被ばくしているかもしれない。どこで測定できるのか。
【回答】市立総合病院、渡辺クリニックでホールボディカウンター検査が受けられます。

11 . 水の安全確認

あるべき姿 - 市民の意見を踏まえて -

安心して水を飲むことができること

現 状 - 客観的データを踏まえて -

上水道の状況（上水道は復旧しています。）

小高区の水道水の放射性物質モニタリング結果(H27年11月)

- ・ 第1浄水場 : 不検出（検出限界値未満：1Bq/L前後）
- ・ 第2浄水場 : 不検出（同上）
- ・ 小高北部簡易水道：不検出（同上）
- ・ 小高西部簡易水道：不検出（同上）

放射性物質のモニタリングは週3回（月、水、金）実施。

飲料用井戸水の状況

飲料用井戸水の放射能測定

調査地点	H24年度		H25年度		H26年度		
	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	
小高区	中部地区	240	5	116	0	87	0
	西部地区	263	4	137	3	130	1(2種)
	東部地区	174	4	103	1	60	1
原 町 区	1,076	1	739	1	622	0	
鹿 島 区	183	0	107	0	88	0	

H25、26年の検出については、いずれも飲料水の基準値セシウム合計10Bq/Lを下回っています。H26小高区西部はCs134と137両方検出。

評 価

水道水、飲料用井戸水とも検査体制が確立され、水の安全確認ができています。

対 応 - 今後取り組むこと、
取り組みが必要なこと -

市の取り組み

今後も、水道水、飲料用井戸水の放射能測定・公表を実施します。

震災後、井戸水が使用できなくなった家庭には、新たに井戸を掘削したり、修繕する際、市が経費の一部（上限100万円）を助成します。

12. 子どもの生活環境を中心とする

除染作業の進捗

あるべき姿 - 避難指示解除の要件よりー

「子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること」・・・『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂 平成27年6月12日 原子力災害対策本部』において、「避難指示解除の要件」の一つとされている。



現 状 - 客観的データを踏まえてー

学校、保育園等

- ・小高工業高校 : 除染完了
- ・中学校 (1校) : 除染完了
- ・小学校 (4校) : 除染完了
- ・幼稚園 (1園) : 除染完了
- ・保育園 (1園) : 除染完了

公園

- ・公園は除染実施済。



評 価

子どもの帰還に向けては、宅地や教育・保育施設、公園など、子どもの生活環境について、除染は進捗しています。
帰還した子どもについては、内部被ばく検査、外部被ばく検査を継続受診することで、子どもの身体への影響を確認し、安全・安心を確認していく必要があります。

対 応

- 今後取り組むこと、取り組みが必要なことー

市の取り組み

避難指示解除に向けて

子どもの安全・安心の確保に向けて、校庭・園庭の空間線量率の確認を行います。

学校等の再開に際して

上記の線量確認のほか、子どもの健康管理や被ばく線量の測定とともに学校給食食材等の放射性濃度測定により、子どもの健康の安全を確保します。